

西宮市キャラクター「みやたん」の取扱い規定

(趣旨)

第1条 この取扱い規定は、西宮市キャラクター「みやたん」(以下「みやたん」という。)を使用することにより、西宮市のイメージアップを図ると共に、観光資源及び特産品などを普及宣伝する場合の取り扱いに関して必要な手続き事項を定める。

(使用権と事務取扱い)

第2条 「みやたん」のキャラクター使用権は西宮市に帰属する。西宮市より「事務取扱いの委譲」を受けた一般社団法人にしのみや観光協会(以下、観光協会)が「みやたん」図形の取扱いに関しての事務を行う。

(使用許諾申請)

第3条 「みやたん」を使用しようとする者(以下「使用申請者」という。)は、有償・無償に係らずあらかじめ使用申請を行い、観光協会会長(以下「会長」という。)と有償の場合は使用許諾契約を締結し、無償の場合は使用許諾通知を受けなければならない。

2 使用申請者は使用許諾申請書に必要な書類(団体等の概要書など)を添付して、会長に提出しなければならない。

使用許諾申請書(有償用) 別記様式第1号の1

使用許諾申請書(無償用) 別記様式第1号の2

3 会長は、前2項の規定により「みやたん」の使用を許諾する場合においては、条件を付することができる。

4 会長は、使用申請者が第1項および第2項の規定による使用許諾の申請に要した費用について、一切の責任を負わないものとする。

5 次に定める使用については、使用申請を不要とする。

ア 放送機関、新聞社、通信社等の報道機関が報道目的に使用する場合

イ 西宮市役所(西宮市が構成団体となっている実行委員会等を含む)の発行物の場合

(使用許諾契約の締結)

第4条 会長は、有償用・無償用申請書または有償用・無償用変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し適当であると認めるときは、有償の場合は使用許諾(変更)契約を締結し、無償の場合は使用許諾(変更)通知をするものとする。

2 会長は、有償用・無償用申請書または有償用・無償用変更申請書の内容が、不相当と認めるときは使用不許諾通知書により通知するものとする。

(在庫状況の報告)

第5条 使用申請者は使用許諾の期間中、会長の求めに応じて使用品の在庫状況の報告を行わなければならない。

2 会長が、前項の報告内容について調査をするときは、使用申請者はその調査に協力しなければならない。

(使用許諾の期間)

第5条 「みやたん」の使用許諾の期間は、使用許諾を受けた日から最長1年間とする。

2 許諾期間終了後に商品等のキャラクター使用物の在庫が残っている場合で、引き続き販売、配布等するにあたっては、新規・変更ともに申請は不要とする。但し、第8条第1項第2号に該当する場合は変更申請書を提出しなければならない。

(使用許諾の制限)

第6条 会長は、次の各号のいずれかに該当するときは、「みやたん」の使用を許諾しないものとする。

- (1) 「みやたん」の使用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認めるとき。
- (2) 「みやたん」のイメージを損なうおそれがあると認めるとき。
- (3) 立体物で、その表現が「みやたん」の立体物と認められないとき。
- (4) 宗教的行事、宗教的活動、政治活動等に使用するとき。
- (5) 社会問題に関する主義主張及び係争中の声明に関する活動に使用するとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業を行う者が利用する場合（※販売先が同営業を行うものである場合も含む）
- (7) 西宮市広告掲載基準第4条に定める規制業種又は事業者が該当する者が利用するとき。
- (8) 使用する内容が西宮市広告掲載基準第5条に定める掲載基準に満たないとき。
- (9) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (10) その他、「みやたん」の使用が適当でないと認めるとき。

(使用上の遵守事項)

第7条 使用者は次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 許諾された使用内容のみに使用すること。
- (2) 関係法令を遵守し、「みやたん」の喪失を招くことのないように努めること。
- (3) 当該使用に係る物件の使用品を提出すること。但し、提出が困難なものについては写真等を提出すること。
- (4) 使用者は、「みやたん」を付した使用品の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、西宮市および観光協会に迷惑を及ぼさないよう処理すること。
- (5) 第3条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
- (6) キャラクターを用いた商品の使用、宣伝又は広告に際しては許諾番号を明示すること。

(許諾事項の変更)

第8条 使用申請者は前条に基づき使用許諾を受けた事項について次の各号に掲げる変更をする場合について、使用許諾変更申請書に必要な書類を添付して会長に提出しなければならない。

- (1) 許諾期間内に生産予定数を変更するとき。但し、許諾期間終了後に追加生産する場合は新規申請とする。
- (2) 販売小売価格を変更するとき。この場合許諾期間終了後であっても、引き続き在庫分の価格を変更して販売する場合は、変更申請書を提出の上、使用許諾料の差額分を追加で支払うことが必要となる。但し、差額による還付は行わない。
- (3) その他、当初使用許諾内容に変更があるとき
使用許諾変更申請書（有償用） 別記様式第4号の1
使用許諾変更申請書（無償用） 別記様式第4号の2

(使用許諾契約の解除等)

第9条 会長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該使用許諾契約を解除し、または当該使用許諾を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの取扱規定に違反したとき。
- (2) 使用者が使用許諾の条件に違反したとき。
- (3) 第6条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

2 会長は、前項の規定による使用許諾契約の解除および使用許諾の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用許諾料)

第10条 有償の場合「みやたん」の使用許諾料は、次に定める額とする。

- (1) 商品(販売を目的として製造する製品(そのパッケージを含む。)およびそれに準ずるものをいう。以下同じ。)に使用する場合 商品の販売総額(販売小売価格(消費税を含む。))にその予定生産数を乗じて算出される金額)に**4%を乗じて得た額**
- (2) 商品種別または商品製造方法等により、上記算出方法が適さない場合には、別途個別に使用許諾料を定める。

(使用許諾料等の納付)

第11条 使用者は、観光協会指定の期日までに、指定の口座に振り込まなければならない。この場合における振込手数料は、使用者の負担とする。

2 納入された使用許諾料は、理由のいかんを問わずこれを返金しない。

(無償使用)

第12条 「みやたん」の使用における無償の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 国、地方公共団体その他公共団体が公用または公共用に使用するとき。
- (2) 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のため使用するとき。
- (3) 放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関が報道目的に使用するとき。
- (4) 出版社、旅行会社等が使用する場合で、西宮市への誘客効果が期待できるとき。
- (5) 西宮市内の団体等が使用する場合で、特定の団体や商品を推奨するものではなく、無償とする事が適当であると認めるとき。
- (6) その他、西宮市のPRに資するなど、公益上の観点から会長が無償とすることが適当であると認めるとき。

(目的外使用および権利譲渡の禁止)

第13条 使用者は、第3条の規定により使用許諾を受けた事項以外の目的に「みやたん」を使用し、またはその権利を譲渡し、もしくは転貸することができない。

(個人情報の取扱い)

第14条 会長は、キャラクターの使用許諾に当たり取得した使用申請者の個人情報を、西宮市個人情報保護条例に基づき、適正に取り扱わなければならない。

(その他)

第15条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

附則

- 1 この取扱規定は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 観光協会は施行より 1 年を経過する場合において、この取扱規定の適用状況に検討を加え、必要
あると認める時は所要の措置を講ずるものとする。

附則

- 1 この取扱規定は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この取扱規定は、平成 29 年 3 月 8 日から施行する。
- 3 この取扱規定は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 4 この取扱規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この取扱規定は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。